

報道関係者 各位

令和5年8月4日
【照会先】
神奈川県労働局 労働基準部 賃金室
室長 平本 賢一
監察監督官 吉田 光幸
(電話) 045(211)7354

神奈川県最低賃金額 41円の引上げへ
ー本日、神奈川県地方最低賃金審議会が答申ー

神奈川県地方最低賃金審議会（会長 赤羽 淳）は、神奈川県労働局長（木塚 欽也）から神奈川県最低賃金の改正について、本年7月4日（火）に諮問を受け、調査審議を重ねてきたが、本日、同局長に対し、以下のとおり改正することが適当であるとの答申（別添参照）を行った。

- 時間額 1,112円 （現行 1,071円）
- 引上額 41円
- 引上率 3.83%

今後は、この答申を受け、異議申出の公示などの諸手続を経て、神奈川県最低賃金額が決定されることになる。

改正額の効力発生日は、令和5年10月1日の予定である。

【参考：神奈川県最低賃金額及び前年上昇率、上昇額】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
最低賃金額	1,011	1,012	1,040	1,071	1,112
対前年度上昇率	2.85	0.10	2.77	2.98	3.83
対前年度上昇額	28	1	28	31	41